

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について (株式会社 GE / 大阪府)



環境省は下記の企業から低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下、PCB という)廃棄物の無害化処理認定の申請を受け、平成 26 年 5 月 29 日付けでその告示を行うとともに、申請書等の縦覧について公表しました。(縦覧期間:平成 26 年 6 月 30 日まで)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができます。また、環境大臣は、認定の申請があった場合には、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から 1ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。

また、同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされており、当該意見募集についても併せて行うことを公表しました。(意見提出期限:平成 26 年 7 月 13 日まで)

(申請の概要)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

大阪府堺市西区築港新町 1 丁 5 番 38
株式会社 GE 代表取締役 金子 文雄

②施設設置場所

大阪府堺市西区築港新町 1 丁 5 番 38 及び 3 丁 44 番 20

③施設の種類

廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

- ・廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)
- ・PCB 汚染物(微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの、PCB 汚染物のうち PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)
- ・PCB 処理物(低濃度 PCB 廃棄物を処理したもの、PCB 処理物のうち PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のもの。)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2014 年 5 月 29 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 浅野雄紀

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。